伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定の 一部を変更する協定書 伊万里市(以下「甲」という。)と有田町(以下「乙」という。)は、甲及び乙が 平成27年3月31日に締結した伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定に ついて、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定書(平成27年3月31日締結) の一部を次のように変更する。

第3条第1号イ(ウ) a 並びに b (a) 及び(c) 中「佐賀県立伊万里養護学校」を「佐賀県立伊万里特別支援学校」に改める。

第3条第1号オ(ウ) aを次のように改める。

a 取り組みの内容

圏域の良好な生活環境を維持するため、佐賀県西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設を設置・運営する。

第3条第1号オ(ウ)b(a)及び(b)を次のように改める。

- (a) 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の 比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。
- (b) 佐賀県西部広域環境組合と協力し、さが西部クリーンセンターの 周辺地域の生活環境の保全や地域振興策等について、関係団体との 協議や調整を行う。

第3条第1号オ(ウ) c (a) を次のように改める。

(a) 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

第3条第1号オ(ウ) c(b)を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それ ぞれ各1通を保有する。

令和2年3月31日

- 甲 伊万里市立花町1355番地1 伊万里市 伊万里市長 深 浦 弘 信
- 乙 西松浦郡有田町立部乙2202番地 有田町有田町長 松 尾 佳 昭